

平成 30 年 12 月 5 日

資源エネルギー庁

FIT 制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応を決定しました

経済産業省は、事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応について、意見公募手続の結果を踏まえ、方針を決定しました。

1. 背景

2012 年 7 月の FIT 制度開始以降、事業用太陽光発電は急速に認定・導入量が拡大したことによって、急激に太陽光パネルなどのコスト低減が進んだため、調達価格は半額以下にまで下落しています。一方で、認定時に調達価格が決定する仕組みの中で、高い調達価格の権利を保持したまま運転が開始されない案件が大量に滞留することによって、①国民負担の増大への懸念や、②新規開発・コストダウンが進まない、③系統容量が押さえられてしまう等の課題が顕在化している状況です。

こうした未稼働案件に対しては、これまでも、法律改正も含めて累次の対策を講じてきましたが、今なお大量の案件が未稼働となっている現状に鑑み、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の両立を図るため、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や運転開始期限の設定等の措置を講じる案について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での審議を経て、2018 年 10 月 22 日(月曜日)から 11 月 21 日(水曜日)まで意見公募手続を実施したところです。

この結果を踏まえ、未稼働案件に対する新たな対応について、本日決定しました。

2. 未稼働案件への新たな対応の概要

詳細については、別紙 1 及び別紙 2 を御覧ください。なお、別紙 1 は対応の全体像、別紙 2 には原案からの修正点の概要をまとめています。

(本発表資料のお問合せ先)
電話: 03-3501-1512(内線: 4571)

**既認定案件による国民負担
の抑制に向けた対応
(事業用太陽光発電の未稼働案件)**

2018年12月5日
資源エネルギー庁

未稼働案件への対応（全体像）

- **2012～14年度認定**の事業用太陽光発電で、**運転開始期限が設定されていないものが対象**。ただし、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できる大規模事業（2MW以上）に限り、今回の措置を適用しない。
- 以下の**期限までに運転開始準備段階に入った**（送配電事業者によって系統連系工事着工申込みが不備なく受領された※1）**ものは、従来の調達価格を維持。間に合わなかったものは、運転開始準備段階に入った時点の2年前の調達価格**（例：2019年度受領 ⇒ 2017年度21円/kWh）を適用。
※1）系統連系工事着工申込みに当たっては、**林地開発の許可等の主要な許認可の取得等を要件**とする。
- 新たに**運転開始期限（原則として1年間）を設定**し、早期の運転開始を担保。なお、着工申込み前であれば、**調達価格を維持したまま太陽光パネルを変更できる**仕組みとする。
- 受領期限や運転開始期限の設定においては、**大規模事業（2MW以上）や条例アセス対象事業に一定の猶予期間**を確保。

		（提出期限）	系統連系工事着工申込み の受領期限	運転開始期限※2
	原則（2MW未満）	（2019/2/1）	2019/3/31	2020/3/31
猶予 措置	2MW以上	（2019/8末日途）	2019/9/30	2020/9/30
	条例アセス対象	（2020/2末日途）	2020/3/31	2020/12/31

※2）着工申込みの受領が期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、最初の着工申込みの受領日から1年間

- 2012年7月のFIT制度開始以降、事業用太陽光発電は急速に認定・導入量が拡大し、資本費の低下などを踏まえて調達価格が半額以下にまで下落（2012年度40円/kWh→2018年度18円/kWh）。価格低減率は他の電源に比べて非常に大きく、認定時に調達価格が決定する中で、大量の未稼働案件による歪みが顕著に現れている。
- 具体的には、高い調達価格の権利を保持したまま運転を開始しない案件が大量に滞留することにより、以下のような課題が生じている。

国民負担の増大をもたらす

- 既に国民負担が年間2.4兆円に達している中、これらが後々動き出すと、その時点から20年間FITによる買取りが行われるため、国民負担が更に増大し、それが事業者の過剰な利益となってしまう。

新規開発・コストダウンが進まない

- 事業者の立場としては、入札による新規案件の価格競争よりも、まずは高価格で残っている案件の発掘・開発を進めていくことが優先。これらが運転開始する又は諦めて撤退するなどして解消されないことには、新規開発への着手は後回しにならざるを得ない。【事業者A】

系統容量が押さえられてしまう

- 新規開発を進めたいが、系統がなかなか空いていない。最近では、「適地かどうか」よりも「系統が空いているかどうか」を入口にして開発地を探している。無理筋な未稼働案件が消えてくれば、系統にも余裕が生まれ、新規開発の幅が広がる。【事業者B】

 未稼働案件に適切に対応することで、国民負担の抑制に資するのみならず、新規開発の促進が可能。

(参考) 総論② 未稼働案件へのこれまでの対応

- 2017年4月に施行された改正FIT法においては、接続契約の締結に必要となる工事費負担金の支払いをした事業者であれば、着実に事業化を行うことが見込まれるとの前提の下、
 - (1) 原則として2017年3月末までに接続契約を締結できていない案件を失効。(これまでに約1,700万kWの事業用太陽光発電が失効。)
 - (2) 2016年8月1日以降に接続契約を締結した案件には「認定から3年」の運転開始期限を設定し、期限超過分だけ調達期間(20年間)を短縮。
- しかしながら、接続契約を締結した案件でも大量の未稼働滞留が継続しているのが現状。

	既稼働	未稼働	合計
2012年度認定【40円】	1,147万kW	335万kW	1,482万kW
2013年度認定【36円】	1,355万kW	1,284万kW	2,639万kW
2014年度認定【32円】	516万kW	733万kW	1,249万kW
2015年度認定【27円】	174万kW	177万kW	351万kW
2016年度認定【24円】	142万kW	654万kW	796万kW
2017年度認定【21円】 <small>(※1)</small>	16万kW	247万kW	263万kW
合計<small>(※2)</small>	3,351万kW	3,430万kW	6,780万kW

◎ 未稼働案件：約2,352万kW

運転開始期限なし 約1,100万kW
運転開始期限有無 未判明分 約600万kW
運転開始期限あり 約600万kW

2016/8/1以降接続契約
⇒ 運転開始期限(3年)を設定

※1 2017年度認定は、2018年4月以降に新規認定された2017年度価格案件を含む。ただし、数値は暫定集計値である。

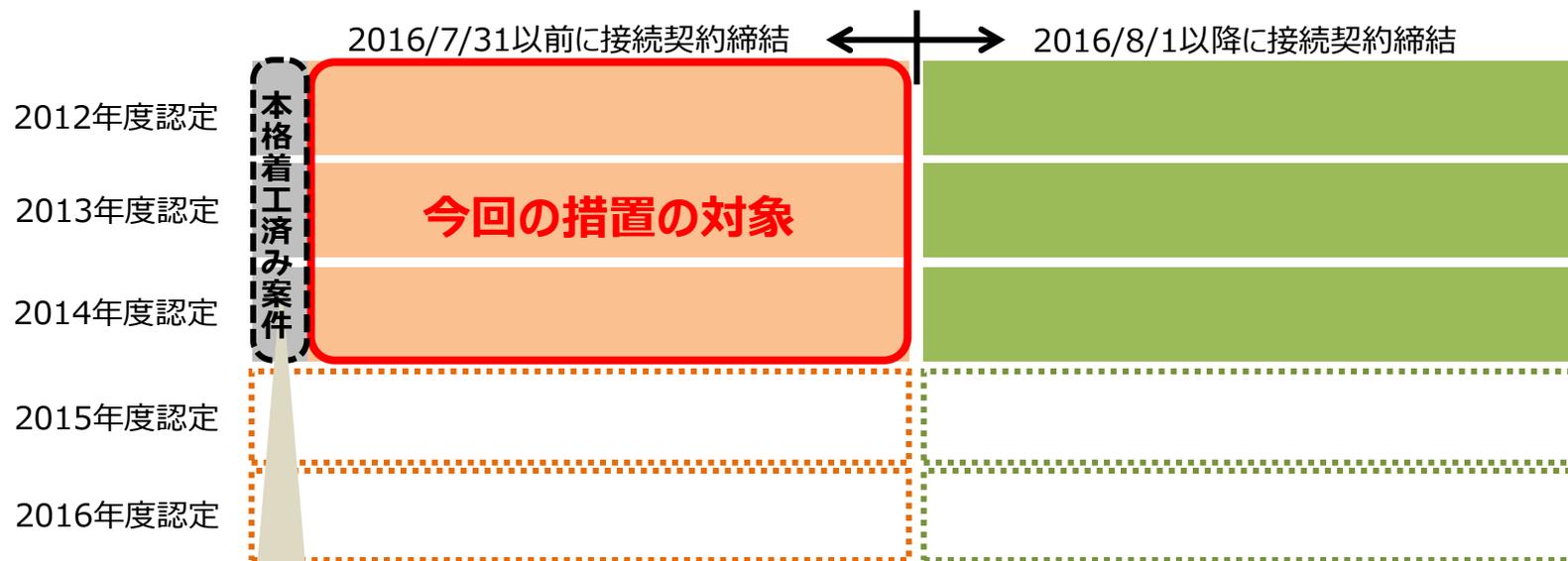
※2 改正FIT法による2017年3月末までの失効分を反映済。改正FIT法による2017年4月以降の失効分については、243万kW(約1.9万件)を確認している。

- 接続契約を締結した上でなお滞留している未稼働案件のうち2016年7月31日以前に接続契約を締結したものは、早期の運転開始が見込まれるため当時は運転開始期限が設定されなかったが、現在は逆に規律が働かないまま未稼働となっている。
- FIT法において、調達価格は、その算定時点において事業が「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とし、「適正な利潤」を勘案して定めるものとされている。太陽光パネル等のコストが年々低下し、2018年度の調達価格が18円/kWhとなっている中で、運転開始期限による規律が働かず運転開始が遅れている事業に、認定当時のコストを前提にした調達価格が適用されることは、FIT法の趣旨に照らして適切でない。
- 再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、
 - 認定当時のコストを前提にした高い調達価格ではなく、運転開始のタイミングに合わせて、改めて、その時点で運転開始する事業のコストを反映した適正な調達価格を適用するとともに、
 - 早期の運転開始を担保するための措置を講じる。

(具体的な措置①) 措置の対象

- – **2012年度～2014年度にFIT認定を受けた事業用太陽光発電（10kW以上）のうち、**
– **運転開始期限が設定されていない（2016年7月31日までに接続契約を締結した）**
未稼働案件を対象に、適時の調達価格の適用及び運転開始期限の設定のための措置（以下「今回の措置」という。）を講じる。
- ただし、中には既に本格的に開発工事に着手しているものもあり、それらは早期に稼働することが期待されることから、**開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できる大規模事業（2MW以上）に限り、今回の措置を適用しないこととする。**※1

※1) この場合も系統連系工事着工申込みの提出は求めることとし、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得る。



【原則】

- 2018/12/5時点で、既に電気事業法に基づく「工事計画届出」受理※2

※2) いずれも不備なく受理されている場合に限る。

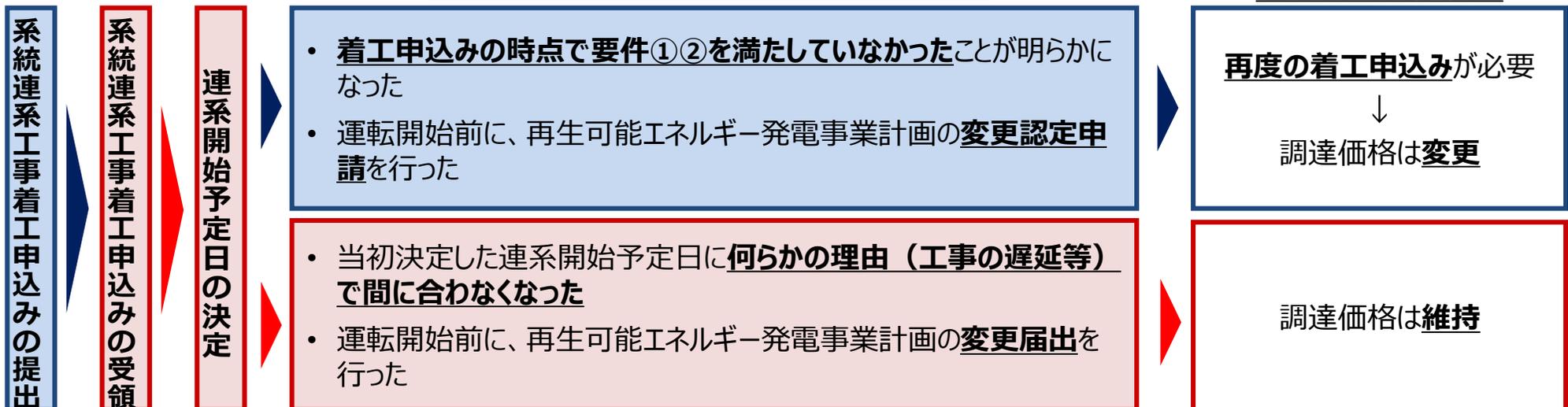
【例外】 開発工事本格着手済みだが工事計画届出が未受理の事業に、一定の猶予

- 2018/12/5時点で、既に「林地開発許可」取得し、「林地開発行為着手届出」受理※2, 3
- ※3) 林地開発許可対象外案件の場合は、既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できるもののみを限定的に採用
- 2019/9/30までに、「工事計画届出」受理※2
- 2019/10/31までに、太陽光パネル等の設置工事に着手

- 送配電事業者が最短の「連系開始予定日（発電設備と電線路とを電氣的に接続する予定日）」を決定できる状態を「運転開始準備段階」と考え、この連系開始予定日の決定に至るための実務上の手続として「送配電事業者への系統連系工事の着工申込み」を明確に位置付けて、送配電事業者が当該申込みを不備なく受領した日を基準に、今回の措置の適用を判断する。
 - 系統連系工事着工申込みの提出に当たっては、以下を要件とする。＊
 - ① 提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること
 - ② 提出時点で、以下の許認可等に係る手続が現に終了していること（いずれも必要な場合に限り）
 - － 農振除外及び農地転用の許可の取得（又は届出の受理）
 - － 条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧
 - － 林地開発の許可の取得
 - ③ 提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと
- ＊ 改正FIT法の施行に伴う「みなし認定」に係る書類を経済産業大臣に提出済みであることや、送配電事業者の請求に応じた工事費負担金を支払済みであることは、当然の前提。

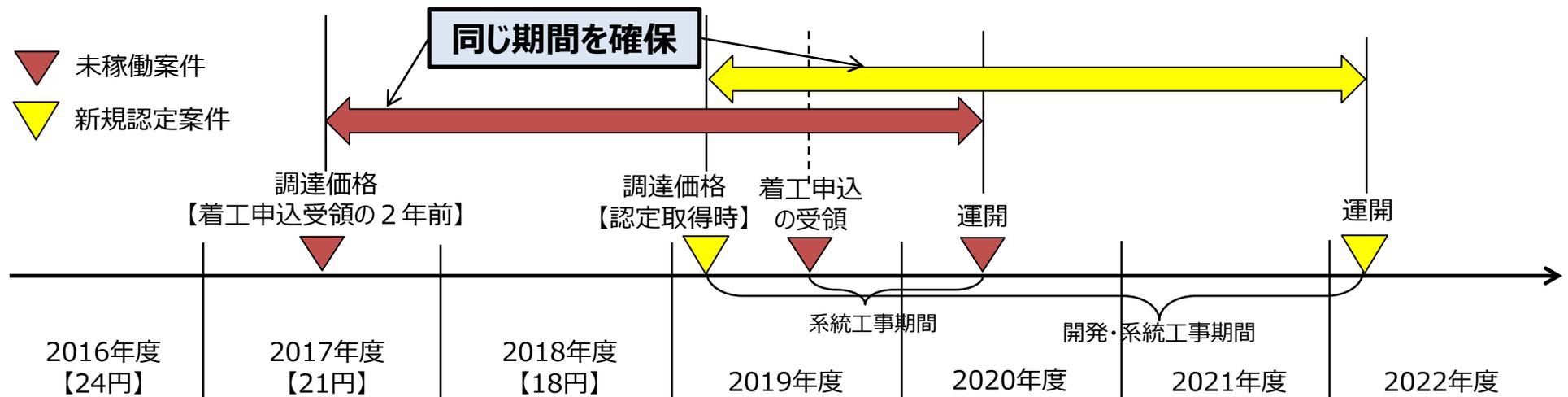
系統連系工事着工申込み後に生じる事象の例

適用される調達価格



(具体的な措置③) 運転開始のタイミングを踏まえた適正な調達価格 7

- 今回の措置においては、
 - 着工申込みを送配電事業者が受領した日を適用基準点とすること、
 - 通常の案件には「運転開始の3年前の年度の調達価格」が適用されることとのバランスを考慮し、施行日以降に着工申込みが受領された場合、当該受領日の2年前の年度の調達価格を「適時の」調達価格として適用する。(例：2019年度に着工申込みが受領された場合、2017年度の調達価格21円/kWhを適用)
- なお、入札対象に該当する規模の案件であっても、当該年度の入札対象外規模の調達価格を適用する。



(具体的な措置④) 施行期日

- 既に運転開始準備に入っている事業には従来の調達価格が適用される仕組みとなることを念頭に、**2019年3月31日までに着工申込みが受領されるものについては、これまでどおりの調達価格を適用し、2019年4月1日以降に着工申込みが受領されるものについては、その2年前の年度の調達価格を適用**する。
- ただし、大規模事業（2MW以上）や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、**既に許認可の申請等のプロセスに入っているものもなおその完了までに一定の期間を要する場合があることを踏まえ、事業規模等に応じた猶予期間を確保**する。（2MW以上の事業については**2019年10月1日**を、**条例に基づく環境アセスメント対象事業については2020年4月1日**を施行期日とする。）

※ なお、施行期日までに送配電事業者が受領するための実務上の着工申込み提出期限を、施行期日の1～2ヶ月前に設定。当該期限日時点でFIT制度による売電を開始していないものは、系統連系工事着工申込みを提出する必要あり。

系統連系工事着工申込みの受領日と適用される調達価格



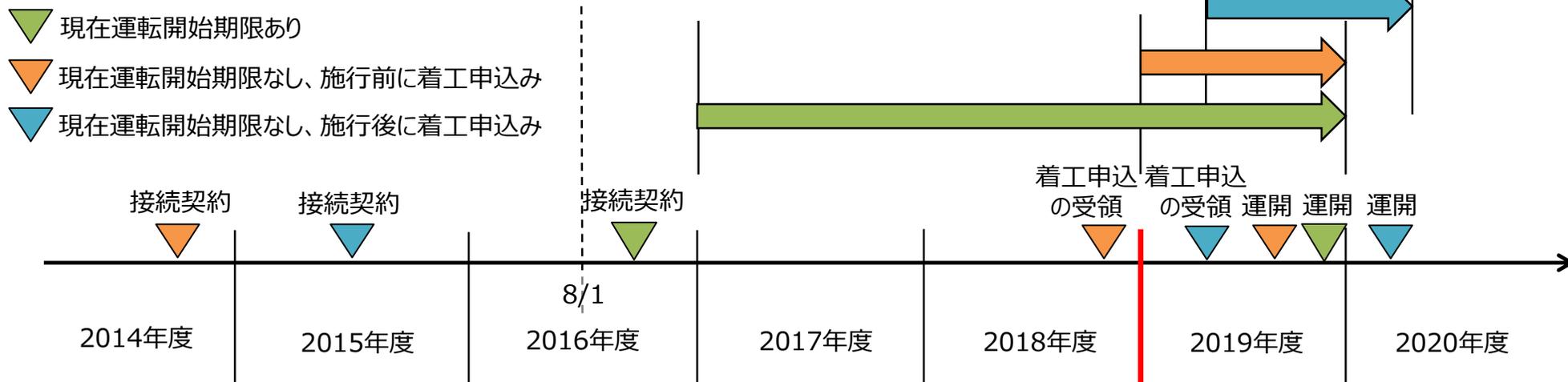
(具体的な措置⑤) 運転開始期限

- **着工申込みの受領日の2年前の年度の調達価格が適用されることを前提に、通常案件が「認定時の調達価格を適用 + 運転開始期限3年」**であることとのバランスを踏まえ、
 - **施行期日より前に着工申込みが受領されたもの**については、今回の措置の**施行期日から**
 - **施行期日以後に着工申込みが受領されたもの**については、最初の**着工申込みの受領日から**起算して、原則として**1年間**を運転開始期限とする。
- なお、**条例に基づく環境アセスメント対象事業**については、着工申込みの受領が**施行期日に間に合った場合の運転開始期限を2020年12月31日**とする。

※ 運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、調達価格等算定委員会において「超過した分だけ月単位で調達期間を短縮するべき」との意見が取りまとめられており、これを尊重して経済産業大臣が決定する。

※ 既に運転開始期限が設定されている事業と同様、(着工申込み前であれば) **太陽光パネルの変更を行っても調達価格が変更されない仕組み**とする(2018/12/10施行)。ただし、太陽光パネルの変更を行った場合は、今回の措置の適用除外には該当しなくなる。

<2019/4/1施行(2MW未満) 案件のイメージ>



FIT 制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について
(修正点の概要)

2018 年 12 月 5 日
資源エネルギー庁

事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向け、①運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や、②運転開始期限の設定等の措置を講じる案について、2018 年 10 月 22 日（月）から 11 月 21 日（水）まで実施した意見公募手続の結果を踏まえ、原則を維持しつつ、一部必要な修正を加え実施することとしました。主な修正点は、以下のとおりです。

1. 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い

2012～2014 年度に FIT 制度の認定を取得し、2016 年 7 月 31 日以前に送配電事業者との接続契約が締結され運転開始期限が設定されておらず、運転を開始していない 10kW 以上の太陽光発電は、原則として全てが今回の措置の対象となります。

ただし、中には既に本格的に開発工事に着手しているものもあり、それらは早期に稼働することが期待されることから、**開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるもの**に限り、**今回の措置（適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定）を適用しない**こととします。具体的には、2MW 以上の太陽光発電の設置工事に求められる電気事業法に基づく工事計画届出の受理*を基準とします。

* 不備のない受理が前提

【原則】 2018 年 12 月 5 日時点で、既に工事計画届出が受理されている事業

【例外】 開発工事本格着手済みだが工事計画届出が未受理の事業に、一定の猶予

- 2018 年 12 月 5 日時点で既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が受理されているもの※¹であって、2019 年 9 月 30 日までに工事計画届出が受理され、同年 10 月 31 日までに当該工事計画に係る電気工作物の設置工事に着手したことが確認できたもの

※ 1) 林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018 年 12 月 5 日時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できるもののみを限定的に採用

※ 2) この場合も系統連系工事着工申込みの提出は求めることとし、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得ます。

※ 3) 下記 2 (4) の太陽光パネルの変更を行うと、適用除外に該当しなくなります。

2. 適用ルールの修正

(1) 大規模事業に対する猶予期間

「既に運転開始準備段階に入っている」ことを基準とする基本的な考え方に変更はありませんが、**大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、既に許認可の申請等のプロセスに入っている場合もなおその完了までに一定の期間を要する場合があります**ことを踏まえ、**事業規模等に応じた猶予期間を確保**する観点から、今回の措置の施行期日等を以下のとおりとします。(赤字が原案からの修正点)

	事業規模	(提出期限 ^{※4})	系統連系工事着工申込みの受領期限	受領期限に間に合った場合の運転開始期限 ^{※5}
原則	2MW 未満	(2019/2/1)	2019/3/31	2020/3/31
猶予措置	2MW 以上	(2019/8 末日途)	2019/9/30	2020/9/30
	条例アセス対象	(2020/2 末日途)	2020/3/31	2020/12/31

※4) それぞれの提出期限日時点で FIT 制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していないものは、系統連系工事着工申込みを行う必要があります。

※5) 受領期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、原案どおり「最初の受領の日から1年」とします。

(2) 系統連系工事着工申込みの要件

系統連系工事着工申込みを行うために満たすべき要件は、以下のとおりとします。

- ① 着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること
- ② 着工申込みの提出時点で、以下の許認可の取得等が現にできていること(いずれも必要な場合に限る)
 - ― **農振除外**及び**農地転用の許可**の取得(又は届出の受理)
 - ― 条例に基づく**環境影響評価の評価書の公告・縦覧**の終了
 - ― **林地開発の許可**の取得
- ③ 着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと^{※6}

※6) 再生可能エネルギー発電事業計画の変更処理手続中であっても、着工申込みを行うことはできます。また、**着工申込み提出後も、再生可能エネルギー発電事業計画の変更届出(軽微な変更)は可能**(変更届出を行っても、再度の系統連系工事着工申込みは不要)とします。

※7) 改正 FIT 法の施行に伴う「みなし認定」に係る書類を経済産業大臣に提出済みであることや、送配電事業者の請求に応じた工事費負担金を支払済みであることは、当然の前提になります。

(3) 系統連系開始の遅延に係る対応

不可抗力等の事由により適用される調達価格が変更となるリスクを最小化する観点から、系統連系工事着工申込みの受領後、送配電事業者が指定する予定日に何らかの理由（工事の遅延等）で連系開始が間に合わなくなった場合でも、再度の着工申込みは不要とします。

すなわち、期限までに系統連系工事着工申込みが不備なく受領されれば、連系開始予定日に間に合わないことによる調達価格の変更は生じない仕組みとします。

(4) 太陽光パネルの変更（2018年12月10日施行）

今回新たに運転開始期限が設定される事業については、既に運転開始期限が設定されている事業と同様、系統連系工事着工申込み前であれば太陽光パネルの変更を行っても調達価格が変更されない仕組みとし、更なるコストダウンを図れるようにします。ただし、太陽光パネルの変更を行うと、上記1の適用除外には該当しなくなります。

上記のほか、詳細な運用や手続の方法については近日中に別途御案内しますが、系統連系工事着工申込みの受付開始は年始を予定しています。

以上